

令和6年度農業機械化研修(前期)の募集について

鹿児島県農業大学校では、令和6年度農業機械士養成研修及び農業機械士応用研修(前期)を下記のとおり募集しております。

募集については審査の上、抽選となりますので、受講を希望される方は、受講対象者の欄を確認した上で該当する場合には、令和6年4月10日(水)までに、農林振興課までご連絡ください。

なお、申込書は農林振興課で聞き取りにより作成しますので、恐れ入りますが、担当者不在の場合がございますので事前にお電話を下さるようお願いいたします。

 **申込期限: 令和6年4月10日(水)** 

農業機械士養成研修

①研修目的

大型特殊(農耕用)自動車運転免許と農業機械士資格の取得を目指す。

②開催時期(年8回のうち前期4回)

研修回	開催時期	募集人数
第1回	令和6年5月13日(月)～5月17日(金)	なし
第2回	令和6年5月27日(月)～5月31日(金)	10名
第3回	令和6年7月1日(月)～7月5日(金)	15名
第4回	令和6年7月8日(月)～7月12日(金)	32名

③日程及び内容

日程	内容
1日目	農業機械士学科研修(※YouTube学科研修ができない方が対象) 受付 開講式、運転免許試験願書作成 農業機械士学科試験 農業機械士実技研修
2日目	トラクタ運転操作練習
3日目	トラクタ運転操作練習
4日目	トラクタ運転操作練習
5日目	大型特殊自動車運転免許(農耕用)試験 閉講式

④受講対象者

- 農業者（個人・法人）またはその従業員，農業団体等の職員
 - 普通免許以上の所有者（普通，準中，中型，大型）
 - ・運転免許証の住所が鹿児島県内にある者。
 - ・AT限定の場合には限定解除後に申し込むこと。
 - 視力が片眼 0.3 以上，両眼 0.7 以上ある者。
 - ※片眼 0.3 未満の場合は，他眼の視野が左右 150 度以上で，視力は 0.7 以上
 - 研修費用 研修費 8,600 円程度（別途 宿泊代+食事代）
- ※同一法人等からは年に 3 名のみ受講可能です。**

農業機械士応用研修

①研修目的

けん引用農業機械の運転操作（農耕用限定けん引自動車運転免許の取得を含む。）を学びけん引免許の取得を目指す。

②開催時期（年 6 回のうち前期 3 回）

研修回	開催時期	募集人数
第 1 回	令和 6 年 4 月 15 日（月）～ 4 月 19 日（金）	なし
第 2 回	令和 6 年 6 月 3 日（月）～ 6 月 7 日（金）	5 名
第 3 回	令和 6 年 6 月 17 日（月）～ 6 月 21 日（金）	10 名

③日程及び内容

日程	内容
1 日目	受付 開講式，運転免許試験願書作成 農耕用トレーラ運転操作練習
2 日目	農耕用トレーラー運転操作練習
3 日目	農耕用トレーラー運転操作練習
4 日目	農耕用トレーラー運転操作練習 小型農業機械のメンテナンス方法研修
5 日目	けん引自動車運転免許（農耕用限定）試験 閉講式

④受講対象者

- 農業機械士資格を有し，大特免許（農耕用限定でも可）を所有。
 - 視力が片眼 0.5 以上，両眼 0.8 以上である者。
 - ※どちらかの視力が 0.5 以下の場合は受験できません。
（深視力の 3 回平均が，誤差 2 cm 以下であること。）
 - 運転免許証の住所が鹿児島県内にある者。
 - 研修費用 研修費 8,600 円程度（別途 宿泊代+食事代）
- ※同一法人等からは年に 3 名のみ受講可能です。**

お問い合わせ先
大崎町役場 農林振興課 農政係
担当：鶴野
TEL:476-1111 (内線:501)

令和6年度農作業標準賃金 並びに田畑賃借料情報

農作業標準賃金

大崎町農業委員会

自：令和 6年 4月 1日

至：令和 7年 3月31日

作業名	種別	標準額 (円)	労働条件等
一般農作業	男女共	7,176	実働8時間
耕うん作業	田	4,000~4,500	10アール当り耕起のみ
耕うん作業	〃	10,000~14,000	10アール当り耕起から代掻まで
耕うん作業	畑	4,000~	10アール当り耕起のみ
プラウ耕起	〃	4,000	10アール当り
プラソイラー	〃	3,000	〃
機械田植作業	田	6,000~7,000	〃
稲刈作業(バインダー)	田・畑	6,000~6,500	10アール当り結束ヒモ含む
脱穀作業	稲	6,000~6,500	10アール当り
稲収穫作業(コンバイン)	〃	15,000~17,000	〃 圃場の状態によって異なる
もみ乾燥作業		1,000~	1俵当り(もみ35Kg当り, コンバイン刈)
ロールラッピング	1ロール	3,000~4,000	標準(直径1m×高さ1m)
甘藷畦立, マルチ張一貫作業	田・畑	7,000~8,000	10アール当り(マルチ資材・農薬は別)
甘藷つる切作業		4,000~5,000	10アール当り
甘藷堀取作業		4,000~5,000	〃
線虫防除作業	テロン	3,000	1缶(20%)当り

※この標準額は、町内外の各種農作業や昨年度の賃金等を基準に決定されたものであります。よって地域の現在の慣行賃金や作業条件等によっては、異なると思われるので、標準額を参考に、両者で話し合って適正な金額で貸借が行われますようお願いいたします。

田畑賃借料

10アール当り

農地の区分	一般的な額	最 高	最 低
田 の 部 (モミは1俵5,000円で計算)	10,000	15,000	5,000
畑 の 部	10,000	15,000	5,000

※この情報は、お茶やハウス等の特別な条件での賃借料は除いて算出してあります。

裏面があります

農地の貸し借りの方法が統一されます

現在、基盤法による「農用地利用集積計画」と農地中間管理事業の「農用地利用配分計画」が農地バンク事業に統合され「農用地利用集積等促進計画」になることから、農地の貸し借りが統一されます。

今までの基盤法による貸し借りは令和7年1月31日受付をもって終了します。

農地バンクを活用しましょう！

- ・農地バンクは県知事から指定を受けた公的な機関です。
- ・農地バンクが各市町村と連携し、農地の貸し借りを調整します。
- ・賃借料は、農地バンクが徴収し・支払を行います。
(無償「使用貸借」での設定も可能です)



問い合わせ先

大崎町農業委員会

電話 099-476-1111 (内線 531.532)

裏面があります

軽自動車及び原動機付自転車等の
名義変更・抹消（廃車）の手続きはお早めに!!

軽自動車税(種別割)は、原付、軽自動車、小型特殊自動車、農耕車などをその年の**4月1日現在で所有している人**に課税されます。

※ 次の場合には、**3月末までに必ず**手続きをしてください。

なお、役場で手続きできるのは、**特定小型原付、原動機付自転車及び小型特殊自動車**のみです。

- ◆車両の廃車・売却・盗難など ⇒ 廃車届をしてください。(ナンバーも持参してください)
- ◆車両の贈与・相続・交換など ⇒ 名義変更届をしてください。
- ◆所有者が亡くなった場合 ⇒ 廃車届または名義変更届をしてください。
- ◆町外から転入された方 ⇒ 標識(ナンバー)を新しく登録してください。
(前住所地で使用していたナンバーを持参してください)
- ◆町外へ転出される方 ⇒ 標識(ナンバー)を添えて、廃車届をしてください。

!! 上記の手続きが無い場合、課税されますのでご注意ください !!

車種により手続きを行う場所が異なります。詳細は下表をご覧ください。

種 別		手続きを行う場所	
特定小型原付		大崎町役場税務課 TEL 099-476-1111 (内線114・115)	
原動機付自転車	50cc以下		
	50cc超 90cc以下		
	90cc超 125cc以下		
	ミニカー		
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)		
	その他用(タイヤショベルなど)		
小型二輪(250cc超)		鹿児島運輸支局 TEL 050-5540-2089	
軽二輪(125cc超 250cc以下)		鹿児島県軽自動車協会 TEL 099-261-4011	
軽自動車三輪			
軽自動車 四輪以上	乗用		自家用
			営業用
軽自動車 四輪以上	貨物	自家用	
		営業用	

[お問合せ先] 大崎町役場 税務課 町民税係 TEL 099-476-1111(内線114・115)